

台湾税務および投資法令 アップデート

2019 年 10 月

租税優遇措置

産業創新条例第 23-3 条の子法「実質的な投資の未処分利益の減算適用および還付申請に関する規定」草案制定の予告

財政部が 2019 年 10 月 2 日に産業創新条例第 23-3 条の子法となる「実質的な投資の未処分利益の減算適用および還付申請に関する規定」草案の制定を予告しました。草案のポイントをまとめると下記のとおりとなります。

項 目	草案における規定
適用条件	1. 2018 年度の未処分利益に対する法人税(以下、「未処分利益課税」という)から適用し、利益発生年度の翌年から 3 年以内有効。 2. 実際の支出金額が合計 NT\$100 万以上。
投資形態 自社生産用または業務用の建設、購入	1. 建物：当該建物の拡張によるその本来の資産価値または効果の増加に係る資本的支出が含まれる。 2. ソフト・ハードウェア：機械、設備、車両、情報通信等に係るソフト・ハードウェア、および当該設備の増設、点検・改修によるその価値または効果の増加に係る資本的支出が含まれる。 3. 技術：営業権、著作権、専利権、商標権、デザインまたは模型、ノウハウ、営業秘密、専門技術、各種特許権に係る資本的支出が含まれる。 4. 土地購入、資本的支出に属さない器具や設備は含まれない。
支出項目	1. 建設(購入)に係る実際の(購入)コスト。営業に供するために支払った一切の費用(例えば、保険料、輸入税、港湾建設税、運送費用、設置費用等)が含まれる。 2. 建物の建設中に支払った各工期の工事代金あるいは分割払いによる建物、設備および技術購入代金。
投資日の認定基準	1. 建物：他人から購入した建物である場合、所有権移転登記が完了した日。建設した建物である場合は、使用ライセンスの発行日。 2. ソフト・ハードウェア：納品日を基準とする。工期を分けての建設あるいは分納の場合は、各工期の建設の検収完了日あるいは分納された設備の各納品日を基準とする。 3. 技術：取得日を基準とする。購入した技術がシステム設備の一部に属し、切り分けられない場合は、上記の規定に基づき認定される。
証明書類	1. 取締役会または株主総会で当年度の未処分利益による実質的な投資が決議された証明書類。 2. 建設または購入に係る契約書のコピー、財産目録、統一発票、輸入申

項 目	草案における規定
	告書または領収書等の証憑のコピー、納品・検収完了に係る証明書類、支払証明。建設した建物である場合は、工事原価明細表、使用ライセンスあるいは検収に係る証明書類を別途添付する。
申請手続	1. NT\$100 万以上の実質的な投資が完了したとき。 2. 投資に係る証明書類を国税局に提出する。 ① 法人税確定申告期間中に未処分利益の課税ベースの減算項目に計上する。 あるいは ② 納付済みの未処分利益課税額について、投資完了日から 1 年以内に投資額に対応する金額の還付を申請する。
変更制限	1. 建物、ソフト・ハードウェアまたは技術が 3 年以内に転借、賃借、転売、返品されるか、あるいは本来の使用目的を変更し自社生産用または業務用に該当しなくなった部分については、税額を追納するだけでなく、利息が加算される。 2. ただし、企業合併法に基づき行われる合併、分割または買収の場合、かつ自社生産用または業務用として引き続き使用される場合は、この限りではない。

PwC 台湾の見解：

- 1.実質的な投資の投資形態：** 自社生産用あるいは業務用の建物の建設や購入、ソフト・ハードウェアもしくは技術の購入は含まれますが、土地購入は含まれません。「海外資金還流に関する管理・運用および課税条例」の直接投資の場合の投資形態とほぼ同じであり、海外資金還流による台湾での実質的な投資に該当する場合、本規定の租税優遇措置である「未処分利益による実質的な投資に対する課税ベースの減免」と同時に適用できます。
- 2.実質的な投資の支出項目：** 知能機械および 5G システム設備または技術への投資の場合、本規定の「未処分利益による実質的な投資に対する課税ベースの減免」を適用できるほか、産業創新条例の「知能機械および 5G システム支出の投資控除」も同時に適用可能です。ただし、「知能機械および 5G システム支出の投資控除」に関する規定では、購入に係る支出金額には、設備代金、運送費用および保険料は含まれますが、当該設備の取得に要されるその他の支出は含まれず、一方、本規定の「未処分利益による実質的な投資に対する課税ベースの減免」のいう購入に係る支出金額とは、設備代金および業務用設備の取得のために支払った一切の費用（例えば、運送費用、保険料、設置費用、輸入税等）が含まれます。したがって、本規定における設備投資に係る支出項目の認定範囲は、「知能機械および 5G システム支出の投資控除」に関する規定に比べて広いといえます。

3. **投資に係る証明書類**：所有権認定証明および支払証憑等の関連書類を取得するほか、未処分利益による投資であるため、取締役会または株主総会で当年度の未処分利益による実質的な投資が決議された証明書類を別途提供することが必要です。2018 年度の未処分利益について、まだ取締役会または株主総会で実質的な投資に関する決議を行っていない会社は、取締役会を再度招集し決議を行われることをお勧めします。
4. **申請期限および投資に係る証明書類**：未処分利益課税の申告の際に、財政部の所定のフォーマットを記入し投資に係る証明書類を添付して国税局に申請します。目的事業主務機関への投資計画の提出と承認は不要です。法人税決算申告期間中に未処分利益課税の申告を行う前に投資が完了した場合は、未処分利益の課税ベースから減算できます。また、すでに未処分利益課税の申告が完了し税金を納付してから投資が完了した場合は、投資完了日から 1 年以内に納付した税額のうち、投資額に対応する分の還付を申請できます。
5. 実質的な投資は利益発生年度の翌年から 3 年以内に完了しなくてはなりません。例えば、2018 年度の利益を実質的な投資に用いた場合は、2019 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに投資し、かつ投資が完了したものが適用します。しかしながら、産業創新条例第 23-3 条の発効日は 2019 年 7 月 26 日であるため、2019 年 7 月 25 日以前の実質的な投資がこの新規定を遡及適用し 2018 年度未処分利益の課税ベースの減算項目に計上できるかどうかは必ずしも明確ではないため、今後の動向を見守る必要があります。
6. 実質的な投資金額が未処分利益額を超過したものは、未処分利益をゼロまで減算することになりますが、この規定の施行期間は 2029 年 12 月 31 日までであるため、投資スケジュールに留意しながら、適切に計画し投資を行われることが望まれます。また、海外資金還流に関する租税優遇措置および知能機械および 5G システム支出の投資控除との組み合わせ方も検討し、産業の向上および税負担の最適化を図ることが望まれます。

所得税法

「外国事業者の台湾源泉所得の適用利益率に係る認定申請および台湾での利益への貢献度」に関する課税規定

財政部が 2019 年 9 月 26 日付の通達により「所得税法第 8 条の中华民国源泉所得認定原則」第 15 条の 1 を新設しました。台湾に固定的営業場所を持たず、かつ営業代理人もいない外国事業者が台湾源泉所得に属する役務報酬または事業所得を取得した場合、収入を取得する前に、適用利益率および台湾での利益への貢献度の認定申請を行い、これに基づき台湾での課税所得額を計算できることが明文規定されました。財政部は関連手続の要点を同日に公布しています。そのポイントをまとめると以下のとおりです。

1. 台湾での課税所得の計算および課徴方法

$$\text{課税所得} = (\text{台湾源泉所得} - \text{原価} \cdot \text{費用}) \times \text{台湾での利益への貢献度}$$

もしくは

課税所得 = 台湾源泉所得 x 利益率 x 台湾での利益への貢献度

課徴方法：

源泉徴収	源泉徴収義務者が代金の支払い時に定められた源泉徴収税率に基づき計算した所得額から税額を源泉徴収する。
確定申告	外国事業者自らが申告するか、または代理人に委任して所得税申告期限内に申告し納税する。

2. 利益率の認定方法

認定方法	適用条件
1. 事実に基づき認定	帳簿、証憑を提示できる場合。
2. 直近3年に認定された利益率の平均値により認定	帳簿、証憑を提示できないが、①台湾の同一営利事業者と締結した同じ内容の契約書を提出でき、②かつ直近3年以内に、税務当局により、その帳簿、証憑に基づき関連する原価・費用が控除され利益率が認定された場合。
3. 主要営業項目の同業利益率標準により認定	前記2つの状況に該当しない場合は、契約書、主要営業項目、台湾内外での取引フローの説明、証明書類を税務当局に提出し、主要営業項目の認定を受けること。
4. 調査により得られた資料に基づき認定	税務当局の調査で得られた実際の利益率が前記2と3で認定された利益率を上回る場合。

3. 台湾での利益への貢献度の認定方法

認定方法	適用条件
1. 事実に基づき認定	台湾内外での利益への貢献度を明確に分けられる証明書類を提出できる場合。例えば、会計士監査報告書、移転価格に係る証明書類、作業計画・記録または報告書等。
2. 直近3年に認定された台湾での利益への貢献度の平均値に基づき認定	上記に該当しないが、①台湾の同一営利事業と締結した同じ内容と取引フローの契約書を提出でき、②かつ直近3年以内に税務当局により、その分けられた台湾内外での利益への貢献度に関する証明書類に基づき、台湾での利益への貢献度が認定された場合。
3. 調査により得られた資料に基づき認定	税務当局の調査で得られた実際の台湾での利益への貢献度が上記2つを上回る場合。
4. 100%として認定	上記3つの状況に該当しない場合。

なお、外国事業者による海外からの台湾内の買受人(個人、営利事業者または機関、団体を含む)への電子役務の販売に係る所得税の課税規定については、台湾税務および投資法令アップデート 2018 年 1 月号をご参照ください。

PwC 台湾の見解：

財政部はすでに 2018 年 1 月 2 日に外国事業者による海外からの電子役務の販売に対する所得税課徴に関する規定を公布し、利益率および台湾での利益への貢献度に関する認定方法について説明しています。2019 年 9 月 26 日に公布された新規定は外国事業者に一般的に適用する原則であり、関連手続の要点も同日に公布され、即日発効しました。新規定では、「**収入を取得する前に適用する利益率、台湾での利益への貢献度の認定申請を行う**」ことを明文規定しているため、まだ代金を受け取っていない収入のみが新規定により課税所得額を計算できます。外国事業者に支払う代金がある場合、源泉徴収税額の軽減のため、外国事業者から委任書を取得するほか関連書類を添付し、外国事業者に代わって事前に利益率および台湾での利益への貢献度の認定申請を行うことが望まれます。

会社法・証券管理に関する法律

非公開発行会社が従業員に付与する制限付新株予約権に関する疑義

經濟部は2019年10月1日に經商字第10802421980号通達で以下のように説明しています。2018年11月1日に施行された会社法第267条第9項によれば、**非公開発行会社は制限付新株予約権を従業員に付与でき**、また、同法第140条第1項によれば、額面株式を発行する非公開発行会社の株式発行価格は額面金額を下回することはできません。株式の額面金額(すなわち1株当たりの金額)はゼロであってはならず、非公開発行会社の発行する株式は額面金額を下回ってはならないため、従業員へ付与する制限付新株予約権の発行価格もゼロであってはなりません。また、従業員の引受価額は株式の発行価格と同じでなければなりません。

証券取引法第 43-1 条第 1 項における取得株式の申告方法について

金融監督管理委員会は2019年10月7日に金管証交字第1080360357号通達により、「証券取引法第43-1条第1項に定める取得株式の申告方法」を制定し、公布日より施行しました。そのポイントは以下のとおりです。

1. 単独または共同でいずれかの公開発行会社の発行済株式総額の10%を超える株式を取得した場合は、主務機関に申告し、公告しなければならない。申告事項に変更がある場合も同様とする。
2. 取得株式の定義が明示され、取得者およびその配偶者、未成年子女および他人名義により取得した公開発行会社の発行済株式が含まれる。
3. 共同取得の定義について明示され、取得者間で契約、協議またはその他の方法による合意で取得した公開発行会社の発行済株式を指す。共同取得に書面合意がある場合は、当該書面合意も併せて主務機関に届け出ること。

- 4.現在では株式の取得方法が多岐にわたるため、取得方法によって、取得日、事実発生日および申告期限の認定基準も異なる。そのため、取得株式は名義変更を取得の要件としないことが定められた。
- 5.取得株式の発行会社に会社の株式構成の変動状況を理解させ、および証券取引市場の監督・管理を図るため、主務機関に申告する際には副本により関連機関にも通知しなければならないことが明文規定された。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@tw.pwc.com
www.pwc.tw/ja			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利があります。

© 2019 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.